

提言「人を育て、地域を創る、地域学校協働活動のあり方」概要

1 はじめに 地域と学校の連携・協働推進の必要性

■滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方

- 前期滋賀県社会教育委員会議の提言を受け、平成28年3月策定。
- 社会の力で市民性を育み、活力ある地域をつくる好循環が未来へつながっていくことを基本目標とし、3つの要素を重視する視点として実現に向けた取組を進めていく。
 - ・「市民性の育成」 ・「地域創生」 ・「次世代への継承」
- 県の施策展開の方向性として、「地域と学校が組織的に連携・協働し、地域の子どもの「市民性」を育むなど、子どもたちとの関わりの中で地域の活性化・コミュニティの構築を推進」「学校や図書館等を『地域の拠点』として多様な住民のネットワーク・協働体制づくりを推進」等記載。

■地域と学校の連携・協働推進への動向

- 中教審答申(平成27年12月)
 - ・社会総掛かりで対応するため、地域と学校がパートナーとして連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することを明示。
- 地域学校協働活動の推進に関する法改正(平成29年3月)
 - ・社会教育法…地域学校協働活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」の配置に関する規定が加わる。
 - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律…学校運営協議会の設置が努力義務化。
- 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン(平成29年4月)

■審議テーマ 「人を育て、地域を創る、地域学校協働活動のあり方」

より多くの、より幅広い層の地域住民や団体等が、地域の子どもの育ちを支えるため、当事者意識で関わり、共に学び、共に育つことから、10年後、20年後の地域を担う「人」を育てる地域の教育基盤を構築していくために、県内の実態や取組をふまえ、今後どのような具体の施策が求められているのか。

2 滋賀県における地域学校協働活動

- 第2期滋賀県教育振興基本計画に基づく地域と学校の連携・協働の推進状況
 - ・「社会全体で学校や子どもの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進します。」と示し、「平成30年度末までに、全ての小・中学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ学校の割合を100%にする。」という指標を設定し推進。
 - ・現状として、86.5%の小中学校区において学校と地域の連携・協働体制を構築。(H29.12)
- 地域学校協働活動を推進するための県の取組
 - ・平成29年度より、「コミュニティ・スクール」の推進に資する事業も加え、「学校を核とした地域力強化プラン事業」として実施。(H28までは、学校・家庭・地域連携協力推進事業)
- 取組事例:竜王町の取組

特徴

- ・地域学校協働本部(学校応援団)を公民館に設置し、町内5校園のニーズに応え、組織的に推進。
- ・多くのボランティアの参画により、子どもたちの学習の充実に貢献。
- ・充実した活動により、子どもたちが地域の中で育っていることを実感。
- ・公民館講座に参加されている方を地域貢献活動として地域学校協働本部につなぐシステムを構築。
- ・地域学校協働本部と校長のリーダーシップ等を土台に、コミュニティ・スクールを一体的に推進。

課題

- ・ボランティアの登録人数は多いが、取組には差があり一部の人に負担がかかっている。
- ・地域ボランティアの高齢化、リーダーの育成が課題。また、若い世代を巻き込むのは難しい。
- ・支援活動はボランティアの生きがいになっているが、学びにまでつなげることは難しい。

■具体的な取組から見える地域学校協働活動のあり方

- 地域と学校が連携して子どもの成長を支える取組として、地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等の取組は有効である。これらの取組を地域に定着した持続的な活動とするために、幅広い世代や多様な層の地域住民の参画を進めること、取組の充実や活性化を図っていくことが必要である。また、そのためには一層のコーディネート機能の充実が必要となる。
- 地域学校協働活動は、多様な人々と関わることにより、子どもだけでなくそれに関わる大人も、多様な学びの機会を得る。地域の大人が学び合い共に成長できる場という視点で事業を推進していくことが必要である。

3 人を育て、地域を創る、地域学校協働活動のあり方

■人を育てる地域学校協働活動のあり方

【子どもや育ちを支える地域の大人に関する課題】

- ・子どもたちは、自己肯定感が低く、コミュニケーション能力が不足し、人間関係の結び方が不十分。
- ・地域の人のつながりや体験活動の場が少なくなり、本音を言うのがネットの向こう側になっている。
- ・自己肯定感が低い大人、厳しい状況にある保護者も多く、子どもと連鎖し、様々な問題が起こっている。
- ・人の中で人となる仕組みが、なくなりつつある。

【課題を解決する方向性】

- ・子どもたちが地域の様々な人と気軽にふれあえる環境を、地域と学校が連携・協働して創っていく。
- ・体験的な学びの場や、異世代が交わる機会を充実する。
- ・子どもを地域の大人が総掛かりで育てるという理念を、学校を含めた多くの大人で共有する。
- ・将来の地域の担い手となる子どもにスポットを当てた活動に多くの大人が参加し、共に学び共に育っていく。

○子どもたちを取り巻く課題は複雑な現代社会の中で増加している。それは大人にも言えることであり、子どもや大人の自尊感情を高め、地域の未来を担う人材を育成していくためには、地域と学校が教育の当事者として、一体となって子どもを育てる教育体制を創り、その中で子どもと大人が共に学び共に育っていくことが必要である。

■地域を創る地域学校協働活動のあり方**【地域に関する課題】**

- ・個人の学びを、学校教育やまちづくりに生かしたい人の次へのステップが用意されていない。
- ・若い人が地域を担っていくことへの負担が大きい。
- ・お互いに干渉しない風潮もある。横へつないで連携していくことは難しい。
- ・地域は疲弊しており、学校も地域や社会の専門家の力を借りないと運営が充実していかない状況である。

【課題を解決する方向性】

- ・スキルを持った人が、活躍できるステージを創っていく。
- ・地域のリーダーを育てる、多様な活動の場や学びの場を提供していく。
- ・学校と地域を結ぶプラットフォームとして、地域の人が学び合い共に高まることができる仕組みを創る。
- ・子どもの活動を支える場づくりから始め、そこから若い世代の参画や横の連携を生み出していく。

○学校を支援する、子どもの活動を支えることだけでなく、活動に参画する全ての人がいかに輝けるかという視点で地域学校協働活動を考える必要がある。「支援」から「連携・協働へ」、地域と学校が双方向でつながるための取組の充実や地域にある様々な資源とのネットワーク化の推進が必要である。

4 具体的な推進方策**■地域学校協働活動推進のための施策展開の方向性**

○地域学校協働活動は、地域による学校支援だけでなく、社会教育活動としての取組に発展していくことが求められている。

○社会教育法第5条2「(教育委員会は)・・・、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。」をうけ施策の充実が必要。

■活動の活性化と、持続的な地域の教育体制を整えるための施策

(1) 地域と学校がパートナーとして連携・協働する体制の構築 (本部とCSを両輪として推進)

①地域学校協働本部の取組の充実を促進

- ・地域学校協働本部の目指す姿等を示し地域づくりに関わる活動等に積極的に取り組むことができる支援体制を築く。(活動例:地域の歴史や自然を学ぶ郷土学習、地域課題の解決を目指す活動、異世代交流を図る活動等)
- ・地域学校協働本部が、主体的に活動を上げていくことができる支援体制を築く。

②コミュニティ・スクールの推進

- ・コミュニティ・スクールの積極的な推進につながる啓発リーフレットを作成し、県内の全ての小中学校等へ配付する。
- ・県にアドバイザーを配置し、全ての市町や県立学校へ派遣する。

(2) コーディネート機能の充実

①全ての市町において、地域学校協働活動推進員(以下推進員)の配置

- ・コーディネートの重要性を啓発し、推進員の配置計画を設定する。
- ・多様な主体とコーディネートできる人材を登用する。
- ・統括的な推進員の配置を推進する。

②コーディネート能力の育成における研修の充実

- ・推進員の資質向上およびネットワークづくりにつながる、実践的な育成研修を実施する。
- ・地域学校協働活動担当職員や地域連携担当教員が役割を認識するための研修会を実施する。

(3) 活動の理解、拡大

①積極的な啓発による、幅広い地域住民・団体等の理解の促進

- ・リーフレットやホームページ等により積極的に広報・啓発を行う。
- ・社会教育施設、社会教育関係者等への啓発を充実する。
- ・学校管理職への研修を充実する。

②地域学校協働活動推進のための資料の作成・配付

- ・地域学校協働活動の現場で活用できるガイドブック(仮称)を作成する。